

# 平成 28 年度春の交通安全運動推進要綱

平成 28 年 3 月 7 日  
建設廃棄物協同組合

## 第 1 目 的

本運動は、組合員に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

## 第 2 期 間

平成 28 年 4 月 6 日（水）～15 日（金）までの 10 日間

## 第 3 運動重点

春の交通安全運動では、少子高齢化が進む中、次代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、通学中の児童が多数死傷する交通事故が発生するなど、依然として道路において子どもが危険にさらされていること、また、高齢者の交通事故死者数が、交通事故死者数全体の約半数を占め、その減少が強く求められていることから、これらの交通情勢に的確に対処するため、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とします。

一方、組合員の交通事故においては昨年度に実施しました「交通事故に関するアンケートの集計結果について」を参考に注意喚起を行ってください。

特に昨年度は接触事故が最も多くその殆どが前方不注意によるものでした。

前方、後方不注意による追突、逆突事故も依然として多いのが特徴です。

また、過積載においては重大事故を誘発する可能性が極めて高いことから、次の 3 点を運動重点とします。

- 1 子どもや高齢者等の交通弱者に対する保護
- 2 接触事故、追突、逆突事故の撲滅
- 3 過積載の禁止

## 第 4 運動重点に関する主な推進項目

- 1 通学路等における幼児・児童の安全の確保
- 2 子どもと高齢者に対する思いやりのある運転の促進
- 3 運転中は携帯電話使用禁止
- 4 黄色信号は止まれ
- 5 一時停止の徹底
- 6 安全確認の徹底
- 7 「だろー運転」から「かもしれない運転」へ
- 8 始業前点検の実施
- 9 適正な車間距離の維持

## 第5 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、組合ではポスターを作成し組合員へ全運搬車両分配布します。

組合員は期間中ポスターを全車両フロントガラスに掲げ、裏面は運転手に毎日読むよう指導し推進項目の徹底を図ってください。

## 第6 評価の実施

運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとします。